

[事案 2022-46] 入院給付金等支払請求

・令和 5 年 7 月 26 日 和解成立

<事案の概要>

約款上の支払事由に該当しないことを理由に、入院給付金等が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

前期破水のため令和 3 年 8 月に 13 日間入院し、子宮双手圧迫術を受けたため、平成 25 年 6 月に契約した終身保険の医療特約および女性特定疾病入院特約にもとづき、入院給付金等を請求したところ、分娩日前日までの 3 日間分は約款上の支払事由に該当しないことを理由に支払われなかった。しかし、以下等の理由により、給付金を支払ってほしい。

- (1)前期破水と診断され、抗生剤投与、陣痛促進剤投与のために入院した。
- (2)約款では、支払対象となる病名を列挙するのみで、健康保険の適用となることは支払条件ではない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)約款では、疾病の治療を目的とする入院のみを支払対象としているところ、正常分娩は医学的には疾病ではない。
- (2)医学上、正産期の前期破水には、正常分娩経過の中でたまたま陣痛開始よりも先に破水が起こっただけの病的意義に乏しいものと、病的意義の高いものがあるが、本入院の原因となった破水は病的意義に乏しい破水であり、健康保険の適用対象外であった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。また、独自に外部の専門医の意見を求め医学的判断の参考にした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。